

1 意見照会・意見募集の概要

令和5年10月25日(水) から 11月24日(金)まで、以下により第8次計画案について、広く意見を求めた。

▶ 関係機関への意見照会 (医療法に基づく照会)

【照会先】 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、埼玉県保険者協議会、市町村、救急業務を処理する一部事務組合

▶ 県民への意見募集 (パブリックコメント)

【公開方法】 県ホームページ、彩の国だより、県の機関での公表・閲覧

2 実施結果 (件数)

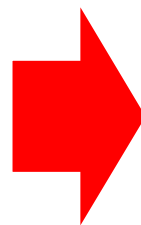
	意見の件数 (うち循環器)	個人		団体	
		人数	件数	団体数	件数
関係機関 からの意見	87 (1) 件	-	-	11 団体	87 件
県民 からの意見	160 (7) 件	19 人	126 件	8 団体	34 件
合計	247 (8) 件	19 人	126 件	19 団体	121 件

* 内容が一部重複する意見・コメントを含む

3 意見の反映(案)

いただいた意見を以下のとおり分類し、計画案に反映等したい。

- A** : 意見を反映し、計画案を修正
- B** : 既に計画案で対応済み
- C** : 計画案は修正しないが実施段階で配慮
- D** : 計画案に意見を反映できない
- E** : その他 (質問や意見として承るもの等)



区分	関係機関 からの意見	県民 からの意見	合計
A	28 件	28 (5) 件	56 (5) 件
B	9 (1) 件	19 件	28 (1) 件
C	26 件	57 (2) 件	83 (2) 件
D	5 件	4 件	9 件
E	19 件	52 件	71 件
合計	87 件	160 件	247 件

種別	意見の内容	県の考え方・対応状況(案)
A 県民	<p>第2節 脳卒中医療及び心筋梗塞等の心血管疾患医療 (1) 予防や正しい知識の普及啓発</p> <p>下線部追加を提案する。</p> <p>①(略) 再発予防や重症化予防を進める上でも生活習慣を改善することが重要となります。しかし、生活習慣の改善だけでは対応できない加齢による発症(例えば弁膜症など)もあります。</p> <p>②(略) 例えば弁膜症や心房細動は、脳卒中や心不全の発症及び増悪にも影響を与えます。</p> <p>③(略) 弁膜症は特徴的な心雑音があることから、聴診で早期発見が可能であり、また、心電図検査等が心房細動などの早期発見につながるとする報告があるほか、循環器病の主要な危険因子である生活習慣病の予防及び早期発見のためには、健康診査等の受診や、行動変容をもたらす保健指導が重要となります。</p> <p>④(略) 患者が継続的にリハビリテーションを実施するためには、専門職を育成しつつ、地域の医療資源を含めた社会資源を効率的に活用し、多職種が連携して取り組む体制を構築する必要があります。また、患者家族、支援者が患者を支えることでリハビリテーションの効果が高まることから患者家族、支援者を含めた取り組みも重要となります。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり下線部を追記・修正します。</p> <p>①再発予防や重症化予防を進める上でも生活習慣を改善することが重要となります。 この他、加齢に伴う弁の変性等に起因する心臓弁膜症もあります。 また、適切な治療を受けられなければ、その予後に悪影響を及ぼす可能性の高い循環器病もあります。先天性心疾患等の術後などは注意深く経過を見る必要があり、心房細動や心臓弁膜症は治療が遅れると脳卒中や心不全の発症及び増悪にも影響を与えます。下肢末梢動脈疾患は、治療が遅れると下肢の切断に至る場合もあり、予後の悪化につながります。</p> <p>②また、適切な治療を受けられなければ、その予後に悪影響を及ぼす可能性の高い循環器病もあります。先天性心疾患等の術後などは注意深く経過を見る必要があり、心房細動や心臓弁膜症は治療が遅れると脳卒中や心不全の発症及び増悪にも影響を与えます。下肢末梢動脈疾患は、治療が遅れると下肢の切断に至る場合もあり、予後の悪化につながります。</p> <p>③心電図検査等が心房細動などの早期発見につながるとする報告があるほか、医師の診察により心雑音や不整脈等の心音異常が聴取された場合には、専門医との連携により心臓弁膜症や心不全等を発見できることがあります。この他、循環器病の主要な危険因子である生活習慣病の予防及び早期発見のためには、健康診査等の受診や行動変容をもたらす保健指導が重要となります。</p> <p>④加えて、家族や支援者が患者を支えることでリハビリテーションの効果が高まることから、家族や支援者を含めた取組も重要となります。</p>

意見募集に係る実施結果 区分「B」:既に案で対応済み

資料5-3

種別	意見の内容	県の考え方・対応状況（案）
B 関係機関	<p>下線部追加を提案する。</p> <p>キ 社会連携に基づく対策・患者支援 (イ) 課題解決に向けた主な取組 a 県民に対して、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局などを持つように働き掛け、 (医科歯科連携→) 医歯薬連携及び歯科口腔保健の充実並びに服薬アドヒアランス（患者が積極的に治療方針の決定に参加し、その決定に従って治療を受けること）の向上を図ります。</p>	<p>御指摘については、特にかかりつけ医とかかりつけ薬剤師・薬局の連携が重要であることから、薬剤師の役割は服薬アドヒアランスの向上に包含されております。</p>

意見募集に係る実施結果 区分「C」:案の修正はしないが、実施段階で配慮していくもの

種別	意見の内容	県の考え方・対応状況（案）
C 県民	<p>医療資源が乏しい本県において…地域によって医療提供体制に差がある…との文言があるので、県に指定されている病名毎の拠点病院・医療センター・専門医療機関連携薬局の一覧のページがあるとありがたい。</p> <p>(本文案抜粋) d 介護保険の第2号被保険者で、特定疾病により日常生活を営む上で支障があるため支援を必要とする方に対し、適切な介護サービスが受けられるよう取り組みます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、資料編に掲載を行います。</p>
C 県民	<p>◆意見 1行目「d」のところ 「d 介護保険の第2号被保険者で循環器病の後遺症を有する者に対して、医療サービスと介護・福祉サービス等の必要な支援が一貫して受けられる体制を整備していきます。」あるいは「d 介護保険の第2号被保険者で循環器病の後遺症を有する者に対して、医療と介護・福祉の連携体制の整備充実を図ります。」としてください。</p> <p>◆理由 「特定疾病により日常生活を営む上で支障があるため支援を必要とする方」とすると「循環器病の後遺症を有する者」以外の方も含まれることになるので、「d 介護保険の第2号被保険者で、特定疾病により日常生活を営む上で支障があるため支援を必要とする方に対し、適切な介護サービスが受けられるよう取り組みます。」と記されているところを、 「d 介護保険の第2号被保険者で循環器病の後遺症を有する者に対して、医療サービスと介護・福祉サービス等の必要な支援が一貫して受けられる体制を整備していきます。」あるいは「d 介護保険の第2号被保険者で循環器病の後遺症を有する者に対して、医療と介護・福祉の連携体制の整備充実を図ります。」としてください。</p>	<p>循環器病の後遺症を有していても介護サービスを受けられるのは特定疾病に該当する方に限られるため、文言は原案のとおりとし、取組を進めるに当たり、御意見の趣旨を参考とさせていただきます。</p>